

国際規制物資の取扱いに関する調査の結果と今後の対応について

平成30年1月31日
原子力規制庁

1. はじめに

現在、国際規制物資使用者^{※1}は約1,800事業所(個人含む)存在するが、これら国際規制物資使用者の管理下にある核燃料物質のうち、利用の実態がないものが少なくないと考えられている。このことから、原子力規制庁では、このような少量核燃料物質の管理の適正化のための検討を行っており、同検討に資する情報の収集・整理を行う目的で「国際規制物資の取扱いに関する調査」を実施し、今般その結果を取りまとめたので、今後の対応とあわせて報告する。

※1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第61条の3第1項に基づき同法施行令第39条に規定する使用の許可を要しない種類及び数量の核燃料物質(天然ウラン及び劣化ウラン:300g以下、トリウム:900g以下。以下「少量核燃料物質」という。)の使用の許可を受けた者をいう。なお、国際規制物資使用許可は、工場又は事業所ごとに受けることとされているため、本文中の国際規制物資使用者の数は同許可を取得している数を事業所数として集計したもの。

2. 調査結果の概要

調査は、個別の回答を公にしない任意調査であることを前提とし、平成29年9月時点で国際規制物資の使用許可を受けている全1,811事業所を対象として、書面にて調査依頼を郵送し、保有する核燃料物質の使用の方針や引取りの実績に関する質問事項に対する回答を受領する形式で実施した。

調査の結果、調査への回答があったのは1,446事業所。このうち、利用実態がないと回答があったのは1,048事業所。他機関への譲渡を希望すると回答があったのは1,145事業所であった。また、国立大学法人や国立研究開発法人等の公的機関のうち、調査への回答があったのは497事業所。このうち、他機関から引取要請を受けたことがあると回答があったのは57事業所、他機関からの引取実績があると回答があったのは30事業所、引取実績がない27事業所のうち、旧法令下における譲渡譲受制限を理由に引取を行わなかった事業所が14事業所だった。(詳細は別添参照)

3. 今後の対応

既に利用の実態のない核燃料物質は、集約的に管理されることが望ましく、特に個人で所有する場合など、適正な管理状態から外れてしまうリスクがあるものについては、より安定的な管理下に置かれるよう公的機関等への任意の協力を働きかける。なお、約1,800事業所のうち、昨年2月時点で、個人で保有している者は14者であったが、このうち10者については、公的機関等の任意の協力を得て移管を完了、1者については譲渡について調整中、2者については現時点で連絡が取れない状況、1者については本調査実施後にすでに廃棄済みであることが確認されている。

調査への回答のあった事業所のうち、利用実態のない事業所は約7割、他機関への譲渡を希望する事業所は約8割に達した。この結果から、大半の国際規制物資使用者は、既に核燃料物質の利用実態がなく、保有する核燃料物質の譲渡を希望していることが確認された。

今後、国内の様々な場所に存在するこれら利用実態のない核燃料物質についても、核燃料物質の管理上のリスク低減の観点から、集約管理することが望ましいと考えられるため、引き続き、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構などの関係機関との調整を行っていく。

以上

国際規制物資の取扱いに関する調査の結果

原子炉等規制法第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けた者（国際規制物資使用者）1,811 事業所に対して、平成 29 年 9 月に国際規制物資の取扱いに関する調査を行い、また、1,811 事業所のうち公的機関^{※1}に該当する 550 事業所に対しては、「核燃料物質の引取実績」について追加的に調査を行った。

利用実態のない核燃料物質の取扱いに関する回答の結果は以下のとおり。

1. 国際規制物資使用者である全ての事業所に対する調査結果

- ・ 調査対象事業所数：1,811
- ・ 回答事業所数：1,446

回答内容	事業所数
現在は保管管理のみ行っており、今後も具体的な用途に使用することは考えていない	1,048 ^{※2}
所有する核燃料物質について、可能であれば他者に譲渡したい	1,145 ^{※3}

2. 公的機関である事業所に対する調査結果

- ・ 調査対象事業所数：550
- ・ 回答事業所数：497

回答内容	事業所数
他者（他機関）から核燃料物質の引取の要請を受けたことがある	57
他者（他機関）から核燃料物質の引取実績がある	30
他者（他機関）から核燃料物質の引取実績がない	27
引取実績がない理由が、旧法令下における譲渡譲受制限 ^{※4} によるもの	14
引取実績がない理由が、上記以外のもの	13

※1 公的機関：国、国立大学法人、国立研究開発法人、独立行政法人、公立大学法人（県立・市立大学含む）、都道府県市町村立研究機関、地方独立行政法人（これらの機関のうち病院を除く。）

※2 一つの事業所で複数の核燃料物質を所有している場合、そのうちの一種類でも利用実態がある場合には、当該事業所は「利用実態のある核燃料物質を所有する事業所」として、本集計には含めていない。また、使用の有無については無回答であるが、譲渡希望と回答した事業所は含めて集計している。

※3 一つの事業所で複数の核燃料物質を所有している場合、そのうちの一種類でも譲渡希望と回答している場合は、当該事業所を「譲渡希望」として集計している。

※4 平成 29 年 7 月の法改正以前は、国際規制物資使用者間の譲渡譲受は禁止されていた。